

加東市健康増進計画等策定委員会資料

第1回委員会資料

令和5年8月30日

加東市 健康福祉部 健康課



加東市健康増進計画等の策定にあたって

○加東市健康増進計画の見直しを行います（令和5～6年度）

加東市では、加東市総合計画の基本目標の一つである「『安心』健やかで心がふれあう やさしいまち」の実現を目指し、令和2年度から5年間を期間とする「加東市健康増進計画（第3期）」を策定し、健康づくり事業に取り組んできました。計画策定から5年が経過し計画期間が満了するため、法律の制定・改正、国・県の流れ、医療体制の状況、アンケートの結果等をふまえ、計画の見直しを行うこととなりました。

今回策定する「加東市健康増進計画（第4期）」では、第2次加東市総合計画（後期基本計画）の分野別施策の一つである「子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち」の実現を目指し、一人ひとりが自らの健康をみつめ直し、健康づくりを積極的に実践するための具体的な目標と取り組みを掲げ、家庭や地域、行政や関係機関・団体など市全体で、市民の健康生活を支え、誰もが健康づくりを実践できるまちの実現を目指しています。

また、健康増進計画内で策定している母子保健計画については、成育基本法の第3条に規定する基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、成育医療等基本方針を踏まえた計画としていくことが求められています。

○加東市自殺対策計画の見直しを行います（令和5～6年度）

平成18年自殺対策基本法が制定され、加東市では、こころの健康づくりにおいて「話そうよ 自分の悩み こころの声」を合言葉に、こころの健康づくりの啓発、相談体制の充実、うつ・自殺予防対策・地域ネットワークの構築等施策を推進してきました。

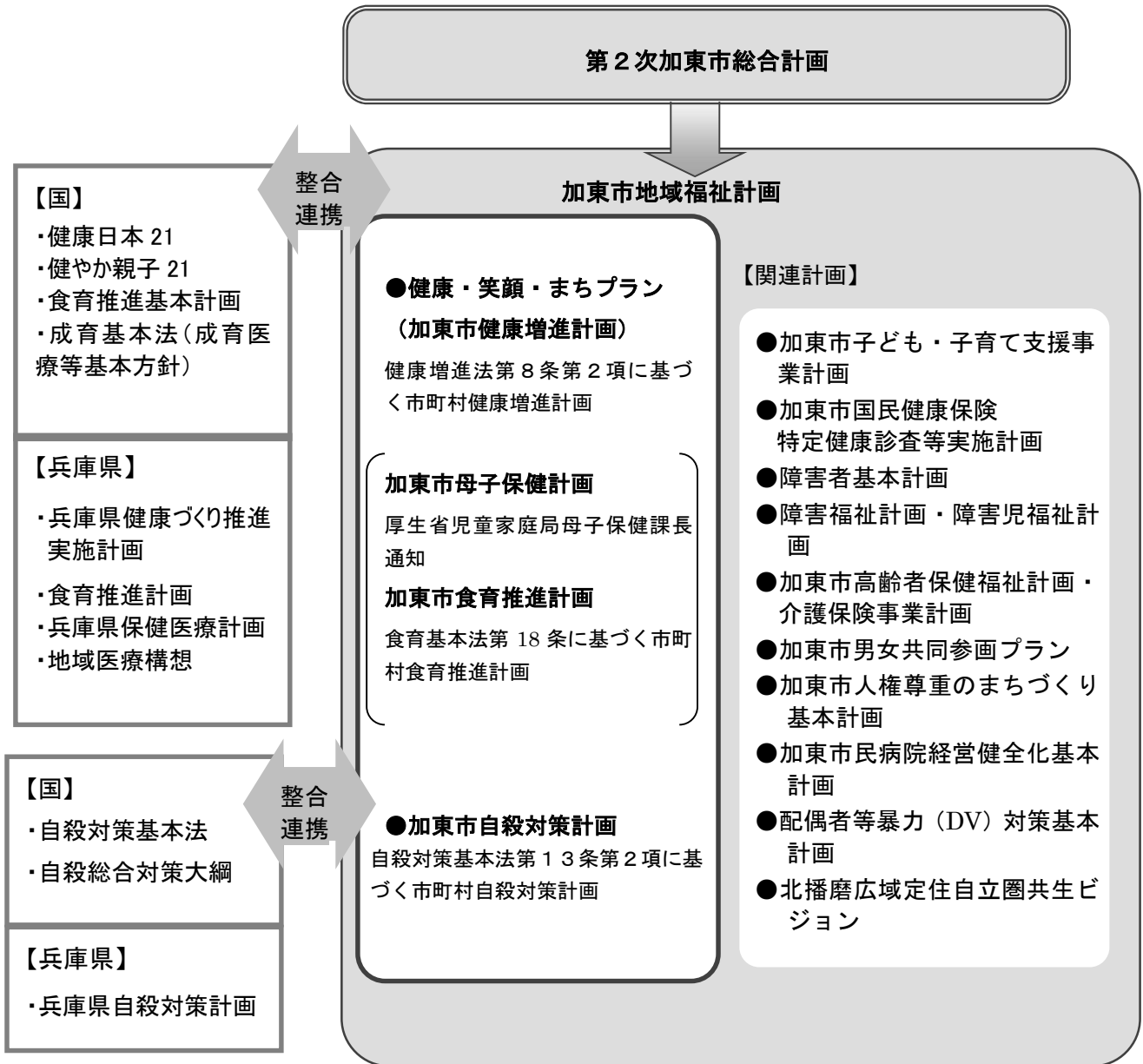
平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正され、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、各市町村に市町村自殺対策計画策定が義務付けられ、加東市においても、平成31年3月に「加東市自殺対策計画」を策定し、全庁的に自殺対策に取り組んでいます。

国では、令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、令和5年6月には「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き、加えて、「悩みを抱える方が誰かにひとこと相談できる社会、そして皆がそれを温かく受け止められる社会、そのような社会づくりに向けて取組む」との大臣メッセージを発出しています。

今回、加東市自殺対策計画の計画期間が満了することから、国・県及び市の現状、アンケートの結果等をふまえ、計画の見直しを行うこととなりました。

今回策定する「加東市自殺対策計画（第2期）」では、第2次加東市総合計画（後期基本計画）の分野別施策の一つである「子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち」の「こころの健康づくりの推進」に則り、具体的な目標と取組を掲げ、市民が誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していきます。

【計画策定の位置づけ】



【計画の期間】

厚生労働省では、現在、令和5年度までを計画期間とした健康日本21（第二次）の最終評価等を踏まえ、令和6年度からの次期計画「健康日本21（第三次）」の策定に向け検討が進められています。健康日本21（第三次）は、関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業計画等）の計画期間とあわせていくことなどから、令和6年～17年度までの12年間で策定されます。これらを踏まえ、健康増進計画においても、12年を基準と考え、中間評価を実施する期間を計画期間として、6年サイクル、令和7年度から令和12年度までとする予定です。

なお、自殺対策計画においては、健康増進計画等策定委員会において同時期に計画策定を行うため、健康増進計画と同期間を計画期間としていきます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
前計画期間										
					加東市健康増進計画（第4期） 加東市自殺対策計画（第2期）					

【各計画のスケジュール】

令和5年度

- アンケート調査の実施：令和5年10月頃
 - 健康増進計画アンケート（成人：2,000部、6歳未満の子どもの保護者：1,000部）
 - 自殺対策計画アンケート 1,000部
- 関係機関・関係部署における情報収集
 - 食生活改善普及（いずみ会）の意見
 - 福祉総務課等、児童福祉関係機関への意見
- 策定委員会で協議（第2回、第3回）
 - 各アンケート結果及び課題の整理

令和6年度

- 策定委員会 各計画内容の協議（3回/年）
- パブリックコメントの実施：令和6年12月～令和7年1月頃
- 各計画策定：令和7年3月

令和5年度 加東市健康増進計画及び自殺対策計画に係る意識調査等業務 工程表(案)

	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
設 問 設 計				[]		[]						
調 査 票 ・ 封 筒 印 刷						[]						
封 入 封 緘 作 業							[]					
回 答 シ ス テ ム の 構 築						[]						
配 布 期 間							[]					
入 力 ・ 集 計								[]				
報 告 書 作 成									[]			
会 議 開 催					●				●		●	